

# 子育て世帯臨時特例給付金(児童1人につき3,000円支給)について

次の支給対象者に該当する場合は、下記の要領で申請してください。

## 1. 支給対象者

- ・平成27年6月分児童手当の受給者

※特例給付を受給される方は、対象となりません。

(特例給付とは、児童を養育している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に児童1人当たり月額5,000円を支給するものです)

## 2. 対象児童

- ・支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

## 3. 支給金額

- ・対象児童1人につき3,000円

## 4. 受付期間 平成27年6月1日(月)～平成27年8月31日(月)

**受付方法** 返信用封筒による郵送又は窓口受付

**窓口受付は、宇多津町役場コミュニティ会館1階にて午前9時から午後5時までです。**

※8月3日(月)以降は保健福祉課窓口にて受付します。

## 5. 必要書類

- ・子育て世帯臨時特例給付金申請書(ピンク色)

※児童手当の振込口座以外への振込を希望する場合

- ・通帳の写(見開きの口座名義人のおなまえのかな表示が入っているページ)
- ・身分証明書の写(運転免許証、保険証、障害者手帳、パスポート等)

**送付前には返信用封筒のウラ面に記載されている内容を必ずご覧いただき、必要書類の口欄に確認のチェックをしてください。ご協力よろしくお願い致します。**

## 6. 問い合わせ先 宇多津町保健福祉課 0877-49-8003

## 7. その他

・町にて審査後、支給決定通知または却下通知を送付いたしますので、振込日は通知書にてご確認ください。

・臨時福祉給付金については、受付時期が参りましたら別途対象者の方にご案内申し上げます。